

『総合口座取引規定（普通預金「無利息型」を含む）』

第1条（総合口座取引）

1. 次の各取引は、京信総合口座として利用すること（以下「この取引」といいます。）ができます。
 - ①普通預金
 - ②定期預金（預入期間は3か月以上のものとします。）スーパー定期、大口定期預金、期日指定定期預金、変動金利定期預金、その他定期預金
 - ③定期積金
 - ④第2号の定期預金および第3号の定期積金（以下これらを「預積金」といいます。）を担保とする当座貸越
2. 普通預金については、単独で利用することができます。
3. 第1項第1号から第3号までの各取引については、この規定の定めによるほか、当金庫の当該各取引の規定により取扱います。

第2条（定期預金の自動継続）

1. 定期預金は、満期日（最長預入期限を含みます。以下同じです。）に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。なお、自動継続の方法について別途定めのある取引については、当該各取引の規定により取扱います。
2. 継続された預金についても前項と同様とします。
3. 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を当店に申出てください。

第3条（自動支払等）

1. 普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続きをしてください。
2. 普通預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払戻することができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

第4条（預金利息の支払い）

1. 普通預金の利息は、毎年3月と9月の第3日曜日の翌営業日に、普通預金に組入れます。（ただし「無利息型」には利息をつけません。）
2. 定期預金の利息は、元金に組入れる場合および中間払利息を中間利息定期預金とする場合を除き、その利払日に普通預金に入金します。現金で受取ることはできません。

第5条（当座貸越）

1. 普通預金について、その残高をこえて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当金庫はこの取引の預積金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金へ入金のうえ払戻しまたは自動支払いします。
2. 前項による当座貸越の限度額（以下「極度額」といいます。）は、この取引の預積金の合計額の90%または200万円のうちいずれか少ない金額とします。
3. 第1項による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。）は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記第7条第1項第1号の貸越利率の高い順にその返済にあてます。

第6条（貸越金の担保）

1. この取引に預積金があるときは、第2項の順序に従い、貸越金の担保とします。この取引の預積金には、その合計額について223万円を限度に貸越金の担保として質権を設定します。
2. この取引に預積金があるときは、後記第7条第1項第1号の貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となる預積金が数口ある場合には、預入日（継続をしたときはその継続日）の早い順序に従い担保とします。

3. ①貸越金の担保となっている預積金について解約または（仮）差押があった場合には、前条第2項により算出される金額については、定期預金の場合は解約された預金の金額または（仮）差押にかかる預金の全額を、また定期積金の場合は解約または（仮）差押までに掛込まれた掛込金の全額を除外することとし、前各項と同様の方法により貸越金の担保とします。
 - ②前号の場合、貸越金が新極度額をこえることとなるときは、直ちに新極度額をこえる金額を支払ってください。

第7条（貸越金利息等）

1. ①貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎年3月と9月の第3日曜日の翌営業日に、1年を365日として日割計算のうえ普通預金から引落しまたは貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。
 - A. 定期預金を貸越金の担保とする場合
その定期預金ごとにその約定利率（期日指定定期預金は「2年以上利率」）に年0.50%を加えた利率。
 - B. 定期積金を貸越金の担保とする場合
その定期積金ごとにその約定年利回に年1.00%を加えた利率
 - ②前号の組入れにより極度額をこえる場合には、当金庫からの請求がほしい直ちに極度額をこえる金額を支払ってください。
 - ③この取引の預積金の全額の解約により、預積金の残高も零となった場合には、第1号にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。
2. 貸越利率については、金融情勢の変化により変更することがあります。この場合の新利率の適用は当金庫が定めた日からとします。
 3. 当金庫に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年14%（年365日の日割計算）とします。

第8条（即時支払）

1. 次の各号の一にでも該当した場合に貸越元金等があるときは、当金庫からの請求がなくても、それらを支払ってください。
 - ①支払いの停止または破産、民事再生手続開始の申立があったとき
 - ②相続の開始があったとき
 - ③第7条第1項第2号により極度額をこえたまま6か月を経過したとき
 - ④住所変更の届出を怠るなどにより、当金庫において所在が明らかでなくなったとき
2. 次の各場合に貸越元金等があるときは、当金庫からの請求がほしい、それらを支払ってください。
 - ①当金庫に対する債務の一つでも返済が遅れているとき
 - ②その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき
 - ③定期積金の掛金の払込みが6か月以上遅れているとき

第9条（解約等）

1. 普通預金口座を解約する場合には、この取引にかかわるすべての通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元金等があるときはそれらを支払ってください。なお、預積金の残高があるときは、別途に定期預金の通帳（証書）、定期積金通帳を発行します。
2. 前条各項の事由があるときは、当金庫はいつでも貸越を中止しまたは貸越取引を解約できるものとします。

第10条（差引計算等）

1. この取引による債務を履行しなければならない場合には、当金庫は次のとおり取扱うことができるものとします。
 - ①この取引の預積金については、その満期日前でも貸越元利

金等と相殺できるものとします。また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手続を省略し、この取引の預積金を払戻し、貸越元利金等の弁済にあてることもできるものとします。

②前号により、なお残りの債務がある場合には直ちに支払ってください。

③第1号により、なお普通預金の残高がある場合には、この通帳を持参のうえ、当金庫に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

2.前項によって差引計算等をする場合、債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、預積金の利率（利回）はその約定利率（利回）とします。

第11条（規定の変更）

1.この規定の各条項は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、ホームページ掲載による公表その他相当の方法で公表することにより、変更ができるものとします。

2.前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以 上

2020年4月1日現在